

筑波技術大学と全国聴覚障害者情報 提供施設協議会との連携に関する協定書

(目的)

第一条 筑波技術大学（以下「大学」という。）と全国聴覚障害者情報提供施設協議会（以下「全聴情協」という。）とは、互恵の精神に則り、それぞれの情報、資源、及び研究成果等の交流を促進し、かつ、連携してその活用を図ることにより、双方の実りある持続的な発展と充実に資するとともに、聴覚障害者福祉の向上と社会参加の促進に寄与することを目的として、この協定を取り交わすものとする。

(連携事項)

第二条 大学と全聴情協は、前条に定める目的の実現を図るために、次に掲げる事項について連携及び協力を行う。

- (1) 大学と全聴情協双方の発展並びに聴覚障害者福祉の向上と社会参加の促進に寄与する諸事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 大学と全聴情協の情報、資源及び研究成果等の共同利用に関すること。
- (3) その他大学と全聴情協の連携を推進するために必要な事項に関すること。

(有効期間)

第三条 この協定の有効期間は、平成20年11月12日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、大学又は全聴情協から何ら意思表示がないときは、期間をさらに1年間延長するものとし、その後も又同様とする。

(細目)

第四条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、大学と全聴情協が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成20年11月12日

京都府京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター
特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会

理事長

山内公平

茨城県つくば市天久保4丁目3番地15号
国立大学法人筑波技術大学

学長

大沼直紀